

広島県青少年健全育成条例及び広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十四号

広島県青少年健全育成条例及び広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案

内の防止に関する条例の一部を改正する条例

(広島県青少年健全育成条例の一部改正)

第一条 広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の九第一項第六号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

(広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正)

第二条 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(平成十八年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。